

# 聖心女子大学学術リポジトリ運営委員会規程

## (目的及び設置)

**第1条** 聖心女子大学（以下「本学」という。）における研究・教育活動等の成果物（以下「学術成果物」という。）を電子的に収集・蓄積・保存し、本学をはじめ国内外に広く提供する聖心女子大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の充実とその円滑な運用を図るために、図書館委員会規程第7条の規定に基づき、図書館委員会のもとにリポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) リポジトリの運用に関する事項
- (2) リポジトリへの登録対象物の審査に関する事項
- (3) リポジトリに登録されている学術成果物の修正・削除に関する事項
- (4) その他リポジトリに関する事項

## (組織)

**第3条** 委員会は、図書館長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館委員会委員の中から互選された者 若干名
- (2) その他必要に応じ図書館長が委嘱する者 若干名

## (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

## (委員長)

**第5条** 委員会の委員長は、図書館長とする。

## (会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集する。

2 年に2回の定例委員会を行うほか、委員長が必要に応じ招集する。

## (事務)

**第7条** 委員会の事務は、図書館事務部が所管し、議事録の作成及び保管に当たる。

## 附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。